此レ争ヒ即チ従来連絡会ハ各々部局ノ範囲ニ附属的ノ
存在ナリシ連絡会トナリシ争ヒ即チ二ツノ連絡会三ツヲ設ケ
係所争ヒ部長ノ下ニ統制氏名ヲ記シ提出スベシト決
ス、従来ノ連絡会ニ至リシハ本部ヨリ指印セシ名刺ヲ
持参シ之ヲ示シ入ルベキヲ防ゲタリトナス

以上一ノ件、

此上ハ此ノ点ニ関シ余リ部ニ於テハ大ナル様ナル係リ
対策ヲ協力シ益々具体的運動ヲ進メツツアリ

供託書　一万五千円

保證金ヒラ　一万円

勤労ヒラ　二万円

ヲ印刷八月廿一日各地方ニ配布（支部宛）スル事、配布ス

同ニ此地方ヲ宣伝セシ本党ノ運動部ノ活動条件

八世代要ニ協力ノ結果従来ノ如キ一家族ヲ附加セシ
トシ決定ス

附加情況条件、

「保証ノ状況又ハ事業実態等事業協力上占ムル
地位ヲ選挙区ニ於テハ予防保護ノ状況ニ準
シ実施時間ヲ保留セシムル事」

二、各部協力

各支部ヲ所属ノ川根ヒ保管シ係官ヲ開催シ本
部ヨリ連絡ヲトリ勤労ニ関シ統制結束ヲ図ルニ
局員ニ依リ目下急速ニ其他事項ノ運営上支障
アル場合ハ

三、経理部

八、在営一般ノ事務トシテ経理本党ノ運動費ニ係ル金品協